

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前		改定後																	
追加特約（賠償用）		追加特約（賠償用）																	
第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。		第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。																	
用語	定義	用語	定義																
略		略																	
介護業務	次の業務またはサービスをいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">①</td><td>介護保険法に規定される業務</td></tr> <tr><td>②</td><td>障害者総合支援法に規定される業務</td></tr> <tr><td>③</td><td>ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習</td></tr> <tr><td>④</td><td>その他①から③までに準ずる業務またはサービス</td></tr> </table>	①	介護保険法に規定される業務	②	障害者総合支援法に規定される業務	③	ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習	④	その他①から③までに準ずる業務またはサービス	介護業務	次の業務またはサービスをいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">①</td><td>介護保険法に規定される業務</td></tr> <tr><td>②</td><td>障害者総合支援法に規定される業務</td></tr> <tr><td>③</td><td>ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習</td></tr> <tr><td>④</td><td>その他①から③までに準ずる業務またはサービス</td></tr> </table>	①	介護保険法に規定される業務	②	障害者総合支援法に規定される業務	③	ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習	④	その他①から③までに準ずる業務またはサービス
①	介護保険法に規定される業務																		
②	障害者総合支援法に規定される業務																		
③	ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習																		
④	その他①から③までに準ずる業務またはサービス																		
①	介護保険法に規定される業務																		
②	障害者総合支援法に規定される業務																		
③	ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習																		
④	その他①から③までに準ずる業務またはサービス																		
略		略																	
介護サービス利用者	記名被保険者の介護サービスを利用する者をいいます。	介護サービス利用者	記名被保険者の介護サービスを利用する者をいいます。																
介護サービス	介護業務として遂行するサービスをいいます。	介護サービス	介護業務として遂行するサービスをいいます。																
略		略																	
特定感染症事故	記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症を発症したことをいいます。ただし、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限りま	特定感染症事故	記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*12）において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、 <u>三類感染症</u> <u>または指定感染症（*13）</u> を発症したことをいいます。ただし、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限りま																
サービス利用者搜索事故	介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に行方不明となることをいいます。ただし、行方不明者にかかる届出が警察署長へ行われた場合に限りま	サービス利用者搜索事故	介護サービス利用者が介護サービスを利用している間に行方不明となることをいいます。ただし、行方不明者にかかる届出が警察署長へ行われた場合に限りま																
経済的事故	次の者の財産に金銭上の損害を与えることをいいます。身体障害、精神的被害または財物の損壊等によるものを含みません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">①</td><td>要介護・要支援状態にある者</td></tr> <tr><td>②</td><td>介護予防・生活支援サービス事業の対象者</td></tr> </table>	①	要介護・要支援状態にある者	②	介護予防・生活支援サービス事業の対象者	経済的事故	次の者の財産に金銭上の損害を与えることをいいます。身体障害、精神的被害または財物の損壊等によるものを含みません。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">①</td><td>要介護・要支援状態にある者</td></tr> <tr><td>②</td><td>介護予防・生活支援サービス事業の対象者</td></tr> </table>	①	要介護・要支援状態にある者	②	介護予防・生活支援サービス事業の対象者								
①	要介護・要支援状態にある者																		
②	介護予防・生活支援サービス事業の対象者																		
①	要介護・要支援状態にある者																		
②	介護予防・生活支援サービス事業の対象者																		

超ビジネス保険（追加持約（賠償用））

改定前	改定後
<p>(※1) この保険契約の記名被保険者が当会社との間で締結した 2016 年 7 月 1 日以降始期の事業活動包括保険契約のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、保険期間が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早いものとしします。</p> <p>(※2) その事業活動に従事する者が出国してから帰国するまでの期間が 30 日以内（保険事故対応のための日数を含みません。）である場合をいいます。</p> <p>(※3) 料額印面が印刷されたはがきを含みます。</p> <p>(※4) この保険契約に、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は施設・事業活動遂行事故を、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は生産物・完成作業事故を、管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は管理下財物事故をそれぞれ除きます。</p> <p>(※5) 介護サービスの遂行中に発生したものに限りします。また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。</p> <p>(※6) 行方不明（※5）中の行為に限りします。</p> <p>(※7) 事業活動のうち、次の行為をいいます。 ア. ネットワーク(※13)の所有、使用または管理 イ.ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(※14)の提供(※15)</p> <p>(※8) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、IT ユーザー行為(※7)を除きます。 ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 イ. 情報処理サービス業務 ウ. 情報提供サービス業務 エ. ポータルサイト・サーバ運營業務 オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 カ. インターネット利用サポート業務 キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 ク. その他ア. からキ. までに準ずる業務</p> <p>(※9) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(※16)により特定の個人を識別することができるもの(※17) イ. 個人識別符号(※18)が含まれるもの</p> <p>(※10) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p>	<p>(※1) この保険契約の記名被保険者が当会社との間で締結した 2016 年 7 月 1 日以降始期の事業活動包括保険契約のうち、その保険期間の初日が最も早いものをいいます。ただし、保険期間が中断している期間がある場合は、その保険期間の初日が最近の中断期間より後であるもののうち最も早いものとしします。</p> <p>(※2) その事業活動に従事する者が出国してから帰国するまでの期間が 30 日以内（保険事故対応のための日数を含みません。）である場合をいいます。</p> <p>(※3) 料額印面が印刷されたはがきを含みます。</p> <p>(※4) この保険契約に、施設・事業活動遂行事故不担保特約が付帯されている場合は施設・事業活動遂行事故を、生産物・完成作業事故不担保特約が付帯されている場合は生産物・完成作業事故を、管理下財物事故補償特約が付帯されていない場合は管理下財物事故をそれぞれ除きます。</p> <p>(※5) 介護サービスの遂行中に発生したものに限りします。また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。</p> <p>(※6) 行方不明（※5）中の行為に限りします。</p> <p>(※7) 事業活動のうち、次の行為をいいます。 ア. ネットワーク(※14)の所有、使用または管理 イ.ア.のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ(※15)の提供(※16)</p> <p>(※8) 事業活動のうち、次の業務をいいます。ただし、IT ユーザー行為(※7)を除きます。 ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 イ. 情報処理サービス業務 ウ. 情報提供サービス業務 エ. ポータルサイト・サーバ運營業務 オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 カ. インターネット利用サポート業務 キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 ク. その他ア. からキ. までに準ずる業務</p> <p>(※9) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(※17)により特定の個人を識別することができるもの(※18) イ. 個人識別符号(※19)が含まれるもの</p> <p>(※10) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p>

超ビジネス保険（追加持約（賠償用））

改定前	改定後
<p>(※11) 個人情報(※9)が被害者(※19)以外の他者(※20)に知られたこと(※21)または法人情報(※10)が被害法人(※22)以外の他者(※20)に知られたこと(※21)をいいます。</p> <p>(※12) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p>(※13) 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(※23)を含みます。</p> <p>(※14) 他人のために製造・販売したものを除きます。</p> <p>(※15) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワーク(※13)で直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。</p> <p>(※16) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(※18)を除きます。</p> <p>(※17) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。</p> <p>(※18) 次のものをいいます。 ア. マイナンバー イ. 運転免許証番号 ウ. 旅券番号 エ. 基礎年金番号 オ. 保険証番号 カ. ア. からオ. までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p> <p>(※19) 漏えい(※11)した個人情報(※9)によって識別される個人をいいます。</p> <p>(※20) 次のア. からエ. までのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 被保険者 ウ. ア. またはイ. の者によって個人情報(※9)の使用または管理を認められた事業者 エ. ア. またはウ. の者の使用人</p>	<p>(※11) 個人情報(※9)が被害者(※20)以外の他者(※21)に知られたこと(※22)または法人情報(※10)が被害法人(※23)以外の他者(※21)に知られたこと(※22)をいいます。</p> <p>(※12) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p><u>(※13)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</u></p> <p>(※14) 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(※24)を含みます。</p> <p>(※15) 他人のために製造・販売したものを除きます。</p> <p>(※16) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワーク(※14)で直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。</p> <p>(※17) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号(※19)を除きます。</p> <p>(※18) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。</p> <p>(※19) 次のものをいいます。 ア. マイナンバー イ. 運転免許証番号 ウ. 旅券番号 エ. 基礎年金番号 オ. 保険証番号 カ. ア. からオ. までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p> <p>(※20) 漏えい(※11)した個人情報(※9)によって識別される個人をいいます。</p> <p>(※21) 次のア. からエ. までのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 被保険者 ウ. ア. またはイ. の者によって個人情報(※9)の使用または管理を認められた事業者 エ. ア. またはウ. の者の使用人</p>

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後																																												
<p>(※21) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 (※22) 漏えい（※11）した法人情報（※10）によって識別される法人をいいます。 (※23) 端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。</p>	<p>(※22) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 (※23) 漏えい（※11）した法人情報（※10）によって識別される法人をいいます。 (※24) 端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。</p>																																												
略	略																																												
<p>第 11 条（業務固有補償④-介護業務） 記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。 (1) 記名被保険者が養成研修を実施する介護事業者である場合、賠償責任補償条項第 1 節第 2 条（被保険者）(1) ②の「記名被保険者の使用人」には、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生を含むものとしします。 (2) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した行方不明時使用不能損害事故について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。 (3) (2) の損害について、当社は、賠償責任補償条項第 1 節第 3 条（保険金をお支払いしない場合）および第 2 節第 2 条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては保険金を支払いません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td><td>被保険者の故意または重大な過失による法令違反</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td><td>被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td><td>脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td><td>法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td><td>被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑥</td><td>特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑦</td><td>データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（※ 1）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑧</td><td>被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑨</td><td>サイバー・情報漏えい事故</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑩</td><td>行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑪</td><td>無賃乗車または無銭飲食</td></tr> </table>	①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反	②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。	③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為	④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使	⑤	被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞	⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害	⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（※ 1）	⑧	被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能	⑨	サイバー・情報漏えい事故	⑩	行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故	⑪	無賃乗車または無銭飲食	<p>第 11 条（業務固有補償④-介護業務） 記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。 (1) 記名被保険者が養成研修を実施する介護事業者である場合、賠償責任補償条項第 1 節第 2 条（被保険者）(1) ②の「記名被保険者の使用人」には、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生を含むものとしします。 (2) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内で発生した行方不明時使用不能損害事故について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。 (3) (2) の損害について、当社は、賠償責任補償条項第 1 節第 3 条（保険金をお支払いしない場合）および第 2 節第 2 条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては保険金を支払いません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">①</td><td>被保険者の故意または重大な過失による法令違反</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">②</td><td>被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">③</td><td>脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">④</td><td>法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤</td><td>被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑥</td><td>特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑦</td><td>データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（※ 1）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑧</td><td>被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑨</td><td>サイバー・情報漏えい事故</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑩</td><td>行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑪</td><td>無賃乗車または無銭飲食</td></tr> </table>	①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反	②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。	③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為	④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使	⑤	被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞	⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害	⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（※ 1）	⑧	被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能	⑨	サイバー・情報漏えい事故	⑩	行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故	⑪	無賃乗車または無銭飲食
①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反																																												
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。																																												
③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為																																												
④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使																																												
⑤	被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞																																												
⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害																																												
⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（※ 1）																																												
⑧	被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能																																												
⑨	サイバー・情報漏えい事故																																												
⑩	行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故																																												
⑪	無賃乗車または無銭飲食																																												
①	被保険者の故意または重大な過失による法令違反																																												
②	被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。																																												
③	脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為																																												
④	法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使																																												
⑤	被保険者の介護サービスの履行不能または履行遅滞																																												
⑥	特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害																																												
⑦	データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（※ 1）																																												
⑧	被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能																																												
⑨	サイバー・情報漏えい事故																																												
⑩	行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した行方不明時使用不能損害事故																																												
⑪	無賃乗車または無銭飲食																																												

超ビジネス保険（追加持約（賠償用））

改定前			改定後		
<p>(4) (3) ①から③までの規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p> <p>(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故（*2）およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。</p>			<p>(4) (3) ①から③までの規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。</p> <p>(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故（*2）およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。</p>		
事故	費用	内容	事故	費用	内容
特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延延または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*3）の消毒ならびにこれらに備え付けられている什じゅう器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延延または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*3）の消毒ならびにこれらに備え付けられている什じゅう器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。
	検査費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。		検査費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。
	予防費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。		予防費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをいいます。
	通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。		通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。
サービス利用者搜索事故	搜索費用	記名被保険者が、行方不明となった介護サービス利用者进行搜索する活動に必要な費用をいい、介護サービス利用者の搜索のための広告等の作成費用および記名被保険者の使用人の超過勤務手当ならびに記名被保険者が臨時に雇用した際に要する費用を含みます。ただし、警察署長へ行方不明の届出が行われた日から発見されるまでに支出したものに限りま	サービス利用者搜索事故	搜索費用	記名被保険者が、行方不明となった介護サービス利用者进行搜索する活動に必要な費用をいい、介護サービス利用者の搜索のための広告等の作成費用および記名被保険者の使用人の超過勤務手当ならびに記名被保険者が臨時に雇用した際に要する費用を含みます。ただし、警察署長へ行方不明の届出が行われた日から発見されるまでに支出したものに限りま

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前			改定後										
	使用人派遣費用	介護サービス利用者発見後に、記名被保険者の使用人を発見場所（* 4）に派遣した場合の次の費用をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">①</td> <td>往復の交通費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>宿泊施設の客室料（* 5）</td> </tr> </table>	①	往復の交通費	②	宿泊施設の客室料（* 5）		使用人派遣費用	介護サービス利用者発見後に、記名被保険者の使用人を発見場所（* 4）に派遣した場合の次の費用をいいます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">①</td> <td>往復の交通費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>宿泊施設の客室料（* 5）</td> </tr> </table>	①	往復の交通費	②	宿泊施設の客室料（* 5）
①	往復の交通費												
②	宿泊施設の客室料（* 5）												
①	往復の交通費												
②	宿泊施設の客室料（* 5）												
	介護サービス利用者帰宅費用	介護サービス利用者を発見場所（* 4）から移送するために支出した費用（* 6）をいいます。		介護サービス利用者帰宅費用	介護サービス利用者を発見場所（* 4）から移送するために支出した費用（* 6）をいいます。								
	親族対応費用	親族が事故の対応に要した費用（* 7）について、記名被保険者が支出したものをいいます。		親族対応費用	親族が事故の対応に要した費用（* 7）について、記名被保険者が支出したものをいいます。								
	謝礼金	捜索の協力者（* 8）に対する謝礼に要した費用をいいます。		謝礼金	捜索の協力者（* 8）に対する謝礼に要した費用をいいます。								
(* 1) 磁氣的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。 (* 2) 被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った時をもって発生したものとみなします。 (* 3) 訪問介護先の個人宅を除きます。 (* 4) 保護施設を含みます。 (* 5) 発見場所（* 4）および発見場所（* 4）までの行程における宿泊施設の客室料をいいます。 (* 6) 死亡した介護サービス利用者の遺体輸送費を含みます。 (* 7) 親族の交通費等をいいます。 (* 8) 記名被保険者の使用人および親族を除きます。			(* 1) 磁氣的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。 (* 2) 被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った時をもって発生したものとみなします。 (* 3) 訪問介護先の個人宅を除きます。 (* 4) 保護施設を含みます。 (* 5) 発見場所（* 4）および発見場所（* 4）までの行程における宿泊施設の客室料をいいます。 (* 6) 死亡した介護サービス利用者の遺体輸送費を含みます。 (* 7) 親族の交通費等をいいます。 (* 8) 記名被保険者の使用人および親族を除きます。										
略			略										